

平成30年度 決算

平成30年度の一般会計と6つの特別会計の決算が、9月に開催された定例会で認定されました。今回は、その決算の概要についてお知らせします。

一般会計 歳入

平成30年度の一般会計の歳入決算額は、56億6,772万1千円となり、前年度と比較すると9,560万6千円、率にして1.7%の減少となりました。

歳入のうち一番大きな割合を占めたのは、普通交付税18億2,559万6千円と特別交付税1億5,314万7千円からなる地方交付税の19億7,874万3千円で、歳入全体の34.9%を占めました。次に多かったのは、町税の13億9,144万2千円で、歳入全体の24.6%を占め、前

年度と比べ1.8%減少となりました。

また、町債の借入額は5億9,387万4千円で、歳入全体の10.5%を占めました。そのうち合併特例債^{※1}を活用して、体育センター管理事業(体育センター大規模改修工事など)、道路・橋りょう整備事業(和田橋橋りょう修繕工事など)、保育所等整備事業(保育所等整備補助金など)、認定子ども園施設整備事業(認定子ども園施設整備補助金)、集会所管理事業(田黒集会所敷地造成工事など)などを実施するために3億8,580万円を借り入れました。

一般会計 歳出

一般会計の歳出決算額は、54億8,350万8千円となり、前年度と比較すると2,126万7千円、率にして0.4%の減少となりました。

歳出のうち一番大きな割合を占めたのは民生費で、歳出全体の28.6%を占めました。主な内容では、一時預かり、時間外保育、障害児保育やファミリーサポート事業での病児病後児預かりなど多様な保育サービスの提供や中学校卒業までの子ども医療費の無料化、介護予防や認知症に関する知識の普及啓発と高齢者の介護予防ボランティアの育成など、子どもたちが元気に暮らせるまちづくりに向けた子育て支援の推進や高齢者福祉の充実に取り組みました。

次に多かったのは総務費で、主な内容としては、若い世代の転入を促進するため若者限定のシェアハウス「まちなか」の運営や空き家の斡旋などの移住希望者の支援、旧玉川工業高校跡地の企業誘致の実現による雇用創出と並行した起業支援、町民の生活基盤を支える移動手段を確保し利便性を向上させるためのバス運行費補助金交付、活き生き活動センターの開設によ

る各種相談業務の充実、地域集会所の整備における田黒集会所敷地造成工事など、定住化の支援や雇用の創出、各種相談体制の充実、公共交通体系の維持、地域づくりの推進に取り組みました。教育費は、絵本をプレゼントし読み聞かせによる親子のふれあいを通じた幼児教育や少人数によるきめ細やかな教育の実現のための少人数指導・複式学級改善に向けた教員配置、小倉城跡整備における地域学習の場としての史跡と周辺環境整備、体育活動の拠点である体育センターの機能充実を図る大規模改修工事など、幼児教育や学校教育の充実、文化財の保存と継承、生涯学習とスポーツ・レクリエーションの推進に取り組みました。

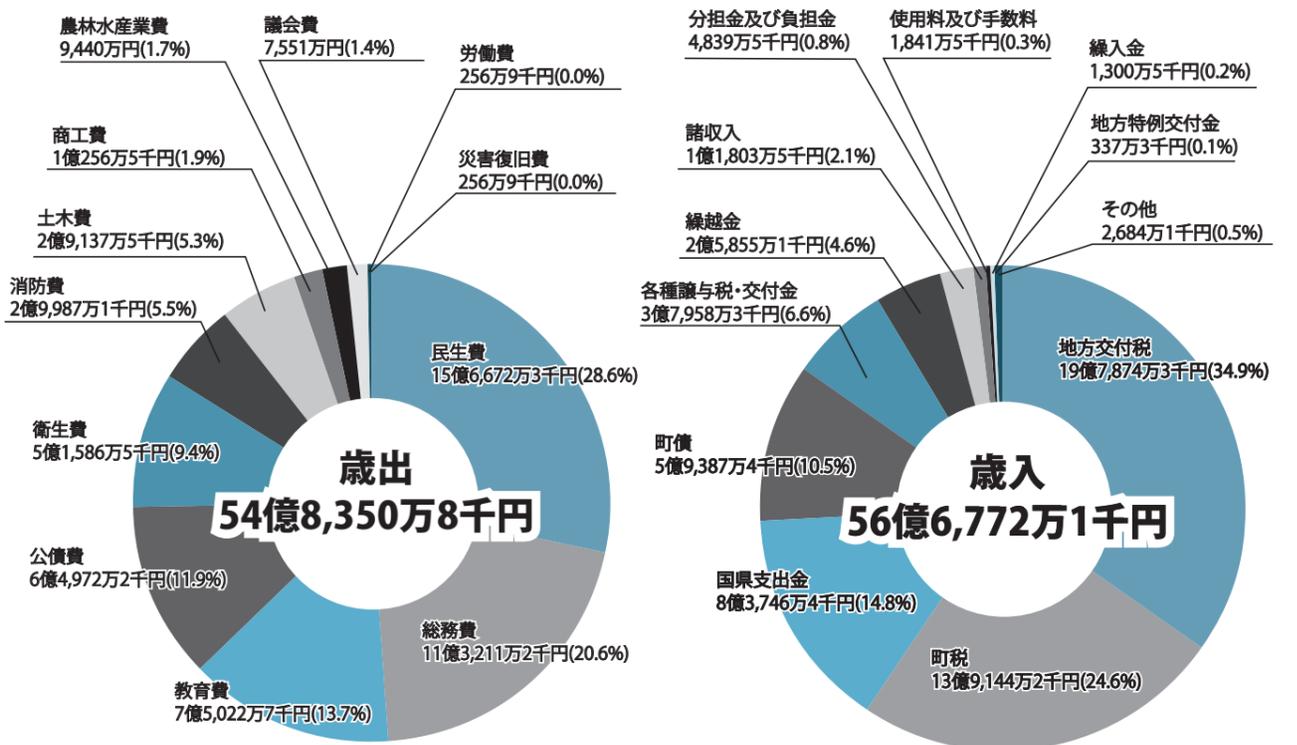
公債費では、合併後10年を目途に整備をすすめてきた公共事業の財源としてこれまで発行した合併特例債の元利償還が本格化し、また、臨時財政対策債^{※2}などの元金償還額が増加したことにより公債費全体が増加しました。衛生費では、「健康長寿のまちづくり」を推進するため、町民と地域や団体との協働により健康づくりの実現を目指し、運動習慣の定着や検診率向上

への取り組み、さらには健康に関する意識の向上や心の健康づくりのための普及啓発活動など、保健衛生・医療の充実を積極的に進めてまいりました。また、家庭から排出されるごみの処分に関する費用の抑制に今後も務めてまいります。

消防費では、災害リスクの減少に向けた災害対策の強化など、生命財産が守られる誰にとっても安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進し、自主防災組織への資機材購入費に対する補助金交付など、防災・防犯の充実に取り組みました。

土木費では、住民生活の利便性、安全性向上の観点から、道路新設改良工事や道路修繕工事などを継続して実施しました。また、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき実施する既存橋梁の維持修繕工事を行いました。

商工費では、町の施設を快適・清浄に保つことが観光客のリピート率向上に繋がると考え、観光施設や公衆トイレの清掃・修繕などの環境整備とともに、観光協会や商工会との連携を図り、地域の魅力の発揮による観光の活性化や商工業の振興に取り組みしました。



用語解説

※1 合併特例債

市町村合併推進のために設けられた制度で、合併した年度とそれに続く15年間借り入れることのできる地方債です。対象となるのは、合併市町村の建設計画に基づく一定の事業や、合併市町村振興のための基金造成の資金です。なお、元利償還金の70%は、後年度普通交付税として国から自治体に交付されます。

※2 臨時財政対策債

地方一般財源の不足を補うために、地方交付税の一部を振り替えて特例として発行される地方債です。借りたお金は一般財源として自由に使い、元利償還金は全て後年度に普通交付税として国から交付されます。